

有田市社会福祉協議会寄付つき商品事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、有田市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）に対する企業・団体（以下、「企業等」という。）からの寄付のうち、寄付つき商品を企画・実施するにあたり、詳細を定めるものとする。

(寄付つき商品の基準)

第2条 寄付つき商品は、本会の公共性、社会的信用等を損なうおそれがないものでなければならない。

2 寄付つき商品の内容が、次の各号に該当する場合は、本会はこの寄付つき商品を承認しない。

(1) 法令等に違反するときまたはそのおそれがあるとき。

(2) 公序良俗に反するときまたはそのおそれがあるとき。

(3) 政治性または宗教性があるとき。

(4) その他有田市社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）が適当でないときと認めるとき。

3 次の各号に該当する企業等の寄付つき商品については、本会は承認しない。

(1) 公序良俗に反する事業を実施しているとき。

(2) 有田市建設工事等に係る入札参加資格停止等の措置要綱別表第3に掲げる措置要件に該当するとき。

(申込み)

第3条 寄付つき商品の販売を希望する企業等（以下、「申込者」という。）は、本会に対し、登録申請書（様式第1号）を提出する。

(決定等)

第4条 会長は、前条の申込書を受理した場合は、次条に定める審査会で審査を行い、寄付つき商品の実施の可否を決定し、決定通知書（様式第1-2号）により、申込者に通知する。

2 申込者と本会は、覚書（様式第2号）を締結する。

(委員会)

第5条 寄付つき商品の適性及び企画の内容について精査するため、本会内に寄付つき商品審査委員会を設ける。

2 委員は、会長、事務局長、事務次長、事務係長、事務主任とする。

3 委員会に委員長を置き、会長をもってあてる。

4 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ

め指名する委員が、その職を代理する。

(委員会の会議等)

第6条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(報告等)

第7条 寄付つき商品の決定を受けた企業等は、覚書の内容に従い、報告書（様式第3号）の提出及び寄付金の送金を行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、寄付つき商品に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日より施行する。